

船舶事故調査報告書

平成29年5月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	定置網損傷
発生日時	平成28年11月9日 09時25分ごろ
発生場所	青森県三沢市三沢漁港南東方沖 三沢港内東防波堤灯台から真方位125° 2.1海里付近 (概位 北緯40° 39.7′ 東経141° 28.6′)
事故の概要	砂利採取運搬船第十八新幸丸は、南進中、定置網に進入し、同網が損傷した。
事故調査の経過	平成28年12月7日、主管調査官（仙台事務所）を指名原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故後に疾患により死亡したため、行わなかった。
事実情報	
船種船名、総トン数	砂利採取運搬船 第十八新幸丸、498トン
船舶番号、船舶所有者等	134208、新潟建設海運株式会社
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 なし 定置網 垣網のロープ等が破損
気象・海象	気象：天気 雪、風向 西北西、風力 6、視程 約1km 海象：波向 南西、波高 約2～2.5m
事故の経過	本船は、船長及び航海士ほか3人が乗り組み、砂約1,650tを積載し、青森県八戸市八戸港に向けて同県六ヶ所村むつ小川原港を出港した。 本船は、船長が単独で船橋当直について南進中、定置網に進入した。 本船は、船長が海上保安庁及び最寄りの漁業協同組合に本事故の発生を通報した後、自力での航行が可能であったので、八戸港に入港した。 航海士は、船長から、本事故発生場所付近の海域に定置網が設置されていることを知らなかった上、視界が悪く波も高かったため、定置網に設置されているボンデン及び標識灯が見えなかったと、本事故後に聞いた。
分析	本船は、三沢漁港南東方沖を南進中、船長が、航行予定海域に定置網が設置されていることを知らなかったことから、定置網に接近していることに気付かずに航行を続け、定置網に進入して同網が損傷した可能性があると考えられるが、船長から情報が得られなかったため、定置網に進入するに至った状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、本船が、三沢漁港南東方沖を南進中、定置網に進入した

	ことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 事前に航行予定海域の水路調査を行い、定置網、養殖施設などの設置場所を把握しておくこと。